

令和6年度第1回関市国民健康保険運営協議会議事録

司会 保険年金課長

午後1時30分開会

- ・市民環境部長挨拶
- ・会長挨拶
- ・議事

会長欠席のため、規定により職務代理者林委員が議長となり、議事進行する。

職務代理 議題第1号令和6年度関市国民健康保険特別会計（事業勘定）5月臨時補正予算について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議題第1号令和6年度関市国民健康保険特別会計（事業勘定）5月臨時補正予算について説明する。

歳入ですが繰入金は基金繰入金でございまして、歳出でシステムの改修費を計上する事に伴い増額するものです。

歳出ですが、総務費が74万3,000円の増で、システムの改修費用を増額するものです。

歳入歳出それぞれ74万3,000円増額し、予算総額を93億9,674万3,000円とするものです。

職務代理 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。ご意見が無いようですので、議題第1号についてはご承認いただいたという事で次の議題に移ります。

続きまして、議題第2号令和6年度国民健康保険特別会計（直診勘定）6月補正予算について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議題第2号令和6年度関市国民健康保険特別会計（直診勘定）6月補正予算について説明する。

洞戸診療所において、レントゲン設備のデジタル画面の処理システムが故障し、新しく購入するための補正となります。

歳入につきましては、国民健康保険診療所収入の市債、診療所医療機器整備事業債でして、補正前の額、260万円に補正額の110万円を増額し、370万円の歳入となります。歳入合計は3億1,950万円となります。

歳出につきましては、国民健康保険診療所運営費の医業費の備品購入費を増額し、補正前の額 567 万 9,000 円に 110 万円を増額し、合計は 3 億 5,994 万 3,000 円となります。

職務代理 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。
緊急で修理が必要だったという事ですね？

事務局 はい、そうです。

職務代理 その他にご意見はありませんか。
なければ、議題第 2 号についてはご承認いただけたという事で次の議題に移ります。

事務局 続きまして、議題第 3 号令和 6 年度国民健康保険特別会計（事業勘定）9 月補正予算について、事務局から説明をお願いします。
議題第 3 号令和 6 年度関市国民健康保険特別会計（事業勘定）9 月補正予算について説明する。

歳入ですが、繰入金は基金繰入金でございまして、歳出でシステムの改修費用及び普通調整交付金の返還金を増額することに伴う増額、繰越金は額が確定したことにより増額するものです。

歳出ですが、総務費が 232 万 7,000 円の増で、被保険者証の廃止に伴うシステムの改修費用です。

諸支出金は 3,011 万 1,000 円の増で、令和 5 年度普通調整交付金の精算返還金及び令和 4 年度事業費納付金（退職分）の精算金を増額するものです。

歳入歳出それぞれ 3,243 万 8,000 円増額し、予算総額を 94 億 2,918 万 1,000 円とするものです。

職務代理 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

3 号議案から 7 号議案については、9 月議会に上程するという事でよろしいでしょうか。

事務局 はい、そうです。

職務代理 その他にご意見ご質問はございませんか。

ご意見がないようですので、提案どおりでご承認いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

職務代理 全員承認ということで、次の議題に移ります。

続きまして、議題第4号令和6年度関市国民健康保険特別会計（直診勘定）9月補正予算について事務局から説明をお願いします。

事務局 議題第4号令和6年度関市国民健康保険特別会計（直診勘定）9月補正予算について説明する。

補正額の内容につきましては、洞戸診療所の会計年度任用職員の看護師2名分の人件費となります。今年度の当初予算編成時には見込んでいなかったため、今回補正するものです。

歳入につきましては、国民健康保険診療所収入としまして、一般会計繰入金が増額前の額に今回補正額の290万8,000円を増額し、1億1,748万円となります。また、繰越金につきましては、補正前の額に今回補正額の206万7,000円を増額し、2,206万7,000円となります。

歳出につきましては、国民健康保険診療所運営費の総務費、施設管理費で人件費の増額となります。

目の施設管理費枠で見ますと、補正前の額に今回補正額の497万5,000円を増額し、2億0,715万1,000円となります。歳入歳出それぞれの合計は3億2,447万1,000円となります。

職務代理 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

ご意見がないようですので、提案どおりでご承認いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

職務代理 全員承認いただけたという事で、次の議題に移ります。

続きまして、議題第5号関市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 議題第5号令和5年度関市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算報告について説明する。

国保加入状況につきましては、令和6年3月末の加入世帯数は10,483世帯、被保険者数は16,224人でした。

令和5年3月末と比較すると、世帯数は387世帯の減、被保険者数は

1,002人の減となっております。

続きまして決算収支の状況ですが、令和5年度 歳入87億9,532万4,735円、歳出87億6,255万1,635円、差し引き額3,277万3,100円でした。

そのうち1,638万7,000円を地方自治法第233条の2の規定により基金に繰り入れ、残りは令和6年度へ繰り越しました。

決算額の増減率は、歳入がマイナス2.9%、歳出がマイナス3.2%でした。

歳入について、主なものを説明させていただきます。

国民健康保険税については、被保険者数が減少したことなどにより、約1億3,600万円の減、増減率マイナス6.9%となっております。

現年度分の収納率は令和4年度、5年度ともに約97%でした。

使用料及び手数料は督促手数料になりまして、8,848件でした。

国庫支出金は、出産育児一時金臨時補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費等の国庫補助金です。

4の県支出金は、前年度と比較して約7,300万円減少しておりますが、主に医療給付等に対して交付される普通調整交付金が約5,200万円の減となっております。

繰入金については、前年度と比較して約1,600万円減少しております。続いて歳出について説明させていただきます。

保険給付費は、前年度と比較すると、全体で増減率マイナス1.1%、約7,000万円の減となっております。

事業費納付金については、県へ納める納付金ですが、約2億500万円の減となっております。

諸支出金については、県への交付金の返還額が前年度に比べ約260万円の減となっており、全体で増減率マイナス21.5%、約1,300万円の減となっております。

職務代理 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

委員何か質問はありませんか。

1号委員 基金繰入金の地方自治法第233条の2の規定とはどういったものなのでしょうか。

保険年金課長 地方自治法第233条の2についてですが、決算上余剰金が生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならないと規定されております。また、地方財政法では決算において余剰金が生じた場合は、余剰金のうち二分の一を下らない金額を積み立てなければならないとなっておりますので、5年度についても余剰金の二分の一以上を基金に積立てたというものでございます。

1 号 委 員	ありがとうございました。
4 号 委 員	被用者の減について言いますと、今年10月1日から51人以上の事業所についても社会保険の適用を受ける事になり、今までパートやアルバイトで働いていた人達も社会保険に加入すれば、さらに国民健康保険の加入者が減る事が予想される。
職 務 代 理	ということは、来年度もっと国民健康保険の加入者が減る可能性があるということなんですね。
事 務 局	減少すると思われます。
市民環境部長	国民健康保険の加入者は40歳以上の加入者が大半ですが、今後被用者保険の適用拡大が進んでいくと、国民健康保険の加入者の中でも若い世代の方が社会保険に移行することになる。そうなると、国民健康保険の制度の運用にも影響が出てくることが考えられる。 全国知事会においても国に対し提言されているところである。
職 務 代 理	その他にご意見はありませんか。 それでは、提案どおりでご承認いただける方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
職 務 代 理	全員承認いただけたということで、次の議題に移ります。 続きまして、議題第6号関市国民健康保険特別会計（直診勘定）決算報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 議題第6号令和5年度関市国民健康保険特別会計（直診勘定）決算報告について説明する。

診療所別診療状況につきまして、内科は津保川診療所が毎日開設の状態であり、洞戸・板取診療所については休診や往診による開所日の減があります。

また、これは年々の人口減に伴う患者数の減少による今後の洞戸・板取診療所の運営の方向性などを検討しながら開所日を設定しております。

洞戸・板取診療所の歯科については、洞戸は週3回の開所としており、板取は毎日開所しております。

患者数及び受診者数につきましては、内科はコロナワクチン接種を10月まで行っていたのでその分の増や洞戸から板取への患者異動もありますが、全体的には減少傾向にあります。

続きまして、決算収支の状況ですが、歳入が3億3,679万7,713円、歳出が3億1,473万0,662円となりまして、差し引き2,206万7,051円となっております。

令和4年度と比較しますと、増減率が歳入11.0%の減、歳出は12.2%の減となっております。

収入での主なところとしては、診療収入のその他診療収入において、諸検査収入や保健事業受託収入があり、健診やインフルエンザの予防接種、コロナワクチン接種が該当します。コロナワクチン接種が年度途中から減少したため、その影響により収入減となりました。また、諸収入の雑入については、津保川診療所の運営交付金返還金が少なかったことによる減となっております。

歳出につきましては、総務費、医療費、交際費、予備費とありますが、総務費の施設管理費と、医業費が主な予算となっております。

職務代理 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。
ご意見がないようですので、提案どおりでご承認いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

職務代理 全員承認いただけたという事で、次の議題に移ります。
続きまして、議案第7号関市国民健康保険条例の一部改正について事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議案第7号関市国民健康保険条例の一部改正について説明する。</p> <p>第9条、保険事業については引用している条項のズレを改めるもので、第16条については、国民健康保険法に規定する、被保険者証の返還を求めることができる条文が削除されることにより、罰則規定で引用する条項を改め、また「被保険者証の返還を求められてこれに応じない」の条文を削除するものでございます。</p> <p>施行日は、令和6年12月2日。</p> <p>ただし、第9条については公布の日からです。</p>
職務代理	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>施行日が12月2日というのはどういうことですか。</p>
保険年金課長	<p>これにつきましては、いわゆるマイナンバー法の改正に伴うもので、保険証の新規発行がされなくなる12月2日が施行日となります。</p>
職務代理	<p>わかりました。</p> <p>他にご質問等ございませんか。ご意見がないようですので、提案どおりでご承認いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
職務代理	<p>全員承認いただけたということで、次の議題に移ります。</p> <p>続きまして、議題第8号関市国民健康保険税条例の一部改正について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題第8号国民健康保険税条例の一部改正について説明する。</p> <p>1つ目は、国民健康保険税の限度額を引き上げる改正でございまして、後期高齢者支金等課税額を22万円から24万円に引き上げました。</p> <p>2つ目は、国民健康保険税の軽減の判定に係る世帯所得金額の加算額を引き上げる改正になります。保険税では低所得者の軽減措置として所得に応じて均等割、平等割を7割、5割、2割軽減する仕組みがありますが、このうち5割軽減と2割軽減について、世帯所得金額の加算額を5割は29万円から29万5,000円に、2割は53万5,000円から54万5,000円に引き上げました。</p> <p>いずれも施行日は令和6年4月1日です。</p>
職務代理	<p>ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見が無いようですので、議案第8号についてはこれで終わります。</p> <p>続いて、議案第9号関市国民健康保険条例施行規則の一部改正について</p>

	<p>て及び議案第10号関市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱の制定について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号関市国民健康保険条例施行規則の一部改正について及び議案第10号関市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱の制定について説明する。</p> <p>国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され、高額療養費支給申請の簡素化が可能になったことに伴い、関市国民健康保険条例施行規則第12条の11に「高額療養費支給申請に係る特例」の条項を追加し、関市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱を制定するものです。</p> <p>高額療養費の簡素化を申出されると、国民健康保険税の滞納が無い世帯であれば、それ以降は診療月ごとの申請が不要となり、高額療養費が自動で振り込まれるというものです。</p> <p>いずれも施行日は、令和6年3月27日です。</p>
職務代理	<p>ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見が無いようですので、議案第9号、議案第10号についてはこれで終わります。</p> <p>それでは、以上をもってすべての議題が終了したことを報告し、進行を事務局にお返しします。</p>

午後3時00分

宇佐見課長より議長及び委員に、お礼を述べ、閉会。